

生活交通確保維持改善計画について

1 趣 旨

路線バスや鉄道などの幹線的な交通に接続するフィーダー交通の確保・維持を目的とした国庫補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の申請に必要となる，生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定（対象期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日）について，宇都宮市地域公共交通会議において承認が得られたことから報告するもの

2 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（通称：フィーダー補助）について

(1) 内容

⇒ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助メニューの1つであり，幹線系統を補完する赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対し補助するもの

(2) 補助率

⇒ 運行経費から運賃収入を除いた運行欠損額の1／2

※ ただし，市町村毎に補助上限額が設定される。

(3) 本市の補助対象路線

⇒ 平成24年10月以降に道路運送法第4条に基づく運行を開始した交通不便地域の移動確保を目的とする路線

⇒ 国本・篠井・富屋・横川・雀宮・上河内・河内・平石・豊郷・清原南部・姿川・石井の12地区が該当

参考

【補助上限額の試算】

＜補助上限額の基本算定式＞

$$\text{基礎額}^{\ast 1} + \text{交通不便地域}^{\ast 2} \text{の人口} \times \text{補助単価}^{\ast 1}$$

※1 国が年度ごとに金額を設定し，例年10月頃に示される。

※2 地方運輸局長が指定する半径1km以内にバスの停留所や鉄道駅等が存在しない地域

＜今回の対象期間における本市の補助上限額（暫定）＞

期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日）

※ 上記算定式の“基礎額”，“補助単価”は昨年度申請のものを流用

$$\begin{array}{rcl} \text{基礎額} & + & \text{交通不便地域の人口} \times \text{補助単価} \\ 2,000 \text{千円} & + & 8,302 \text{（12地区合計）} \times 120 \text{円} \\ \hline & = & \underline{\underline{2,996 \text{千円}}} \end{array}$$

3 報告事項

⇒ 生活交通確保維持改善計画について **別紙**

【計画の概要】

1 目的・事業の必要性

- ・ 本市では、持続的に発展できるまちづくりの実現に向けて、鉄道やバス、乗合タクシーなどが効率よく連携した公共交通ネットワークを構築し、公共交通空白地域の解消を目指している。
- ・ 対象地区においては、バス停留所等までの移動が困難なエリアが存在するなど、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保が課題となっており、本事業において生活交通の確保を図るもの

2 事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 1回あたりの平均乗車人数が2.0人以上
- ・ 自治会加入世帯に占める利用登録世帯の割合が、当該地区人口に占める後期高齢者（75歳以上）の人口割合以上

(2) 事業の効果

- ・ 公共交通空白地域の解消
- ・ 高齢者等の通院、買物などの移動手段の確保
- ・ 路線バスや鉄道との連携による広域的な移動利便性の向上

3 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

No.	事業	実施主体
①	運行実績や利用者ニーズなどを的確に把握し、運行計画の見直し等を行うとともに、地域行事に合わせた運行や広報活動に積極的に取り組むなど、地域が運営主体となり利用促進を図る。	地域運営協議会
②	本市が目指す階層性のある公共交通ネットワークの構築に向けて、LRTやバス等との連携強化に取り組むとともに、ICカードによる支払いシステムや乗継割引制度、ICTを活用した予約配車システムの普及及び利用促進に取り組むなど、利用者の利便性向上を図る。	地域運営協議会 交通事業者 宇都宮市

4 スケジュール

時 期	交通会議	受託事業者	活性化法 法定協議会	運輸局
R6.6	生活交通確保 維持改善計画 (案)の付議			
	① 協議結果を 法定協に報告		報告	
			② 国へR7計画 の認定申請	申請
R6.9 頃			認定	③計画の認定
R6.10 ～R7.9		④ 事業の実施		